

【表紙】

【提出書類】	親会社等状況報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年12月25日
【事業年度】	第39期(自平成26年10月1日至平成27年9月30日)
【会社名】	株式会社ビッグモーター
【英訳名】	B I G M O T O R . C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼重 宏行
【本店の所在の場所】	山口県岩国市川西三丁目7番12号
【電話番号】	(0827)43-1271
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 重田 啓二
【最寄りの連絡場所】	山口県岩国市川西三丁目7番12号
【電話番号】	(0827)44-1100
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 重田 啓二
【提出子会社名】	株式会社ハナテン
【提出子会社代表者の役職氏名】	代表取締役社長 米倉 晃起
【提出子会社本店の所在の場所】	大阪市城東区諏訪三丁目3番21号
【縦覧に供する場所】	株式会社ハナテン (大阪市城東区諏訪三丁目3番21号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第1【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【所有者別状況】

(平成27年9月30日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		4		5			8	17	
所有株式数 (株)		26,000		12,000			187,000	225,000	
所有株式数の割合(%)		11.56		5.33			83.11	100	

(注) 自己株式7,500株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(2)【大株主の状況】

(平成27年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
兼重 宏行	東京都港区	174,800	77.69
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	15,500	6.89
株式会社ビッグモーター	山口県岩国市川西3丁目7番12号	7,500	3.33
株式会社山口銀行	山口県下関市竹崎町4丁目2番36号	5,000	2.22
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区麹町5丁目2番1号	4,000	1.78
株式会社セディナ	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目23-20	4,000	1.78
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	3,500	1.56
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目2-1	3,000	1.33
ビッグモーター従業員持株会	山口県岩国市川西3丁目7番12号	2,873	1.28
株式会社広島銀行	広島県広島市中区紙屋町1丁目3-8	2,000	0.89
計		222,173	98.74

2【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	-	兼重 宏行	昭和26年9月13日	昭和51年1月 当社を個人創業 昭和53年5月 当社代表取締役社長に就任 (現任) 平成7年9月 株式会社エム・エー・シー (現当社)代表取締役社長 平成8年5月 株式会社山口ヤクルト工場 (現当社)代表取締役社長 平成20年6月 株式会社ハナテン取締役就 任(現任) 平成20年7月 同社取締役会長就任(現 任) 平成21年6月 有限会社ビッグ九州(現当 社)取締役 平成22年6月 株式会社ビッグアセット代 表取締役(現任)	平成26年12月開催 の定時株主総会終 結の時から、平成 28年12月開催予定 の定時株主総会終 結の時まで	174,800
専務取締役	-	和泉 伸二	昭和44年3月2日	平成4年9月 当社入社 平成7年2月 下松店店長 平成11年9月 有限会社ビッグ九州(現当 社)取締役社長 平成18年6月 当社専務取締役就任(現 任)	平成26年12月開催 の定時株主総会終 結の時から、平成 28年12月開催予定 の定時株主総会終 結の時まで	890
取締役	管理部長	重田 啓二	昭和40年5月27日	昭和59年4月 当社入社 平成7年10月 株式会社ビッグ四国(現当 社)取締役 平成17年6月 株式会社ハナテン取締役就 任 平成17年8月 同社取締役辞任 平成18年6月 当社取締役管理部長就任 (現任) 平成19年3月 有限会社ビッグ九州(現当 社)取締役 平成19年6月 株式会社ビッグアシスト (現当社)取締役	平成26年12月開催 の定時株主総会終 結の時から、平成 28年12月開催予定 の定時株主総会終 結の時まで	200
取締役	営業本部長	伊津美 哲士	昭和50年2月6日	平成9年4月 当社入社 平成14年10月 宇多津店店長 平成15年7月 岡山店店長兼営業部次長 平成17年8月 営業本部長(現任) 平成18年6月 当社取締役就任(現任) 平成19年10月 株式会社ビッグ四国(現当 社)取締役 平成19年10月 株式会社ビッグアシスト (現当社)取締役	平成26年12月開催 の定時株主総会終 結の時から、平成 28年12月開催予定 の定時株主総会終 結の時まで	110
取締役	買取本部長	大塚 昇二	昭和54年10月25日	平成14年3月 当社入社 平成14年10月 小田部店店長 平成17年7月 買取事業部次長 平成19年5月 千葉店店長 平成21年5月 町田多摩境店店長 平成22年1月 関東買取事業部部長 平成22年8月 東日本買取事業本部長 平成25年1月 店舗開発統括本部長 平成25年1月 買取本部長(現任) 平成25年12月 当社取締役就任(現任)	平成26年12月開催 の定時株主総会終 結の時から、平成 28年12月開催予定 の定時株主総会終 結の時まで	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	社長室次 長	兼重 宏一	昭和63年7月17日	平成22年6月 株式会社ビッグアセット取 締役(現任) 平成24年7月 当社入社 平成24年7月 社長室次長(現任) 平成27年6月 経営学修士(MBA)取得 平成27年12月 当社取締役就任(現任)	平成27年12月開催 の定時株主総会終 結の時から、平成 28年12月開催予定 の定時株主総会終 結の時まで	-
取締役	非常勤	米倉 晃起	昭和41年6月21日	平成元年4月 当社入社 平成7年9月 防府店店長 平成9年7月 山口大内店店長 平成11年6月 仕入企画部長 平成12年6月 当社取締役就任(現任) 平成16年6月 営業本部長 平成17年5月 株式会社ハナテン顧問 平成17年6月 同社取締役社長(代表取締 役)就任(現任)	平成26年12月開催 の定時株主総会終 結の時から、平成 28年12月開催予定 の定時株主総会終 結の時まで	467
監査役 (常勤)		鴨崎 喜恒	昭和51年7月26日	平成12年3月 当社入社 平成14年5月 管理部門配属 平成21年6月 当社常勤監査役就任(現 任)	平成24年12月開催 の定時株主総会終 結の時から、平成 28年12月開催予定 の定時株主総会終 結の時まで	-
監査役		酒井 善浩	昭和17年1月15日	昭和40年4月 中小企業金融公庫入庫 平成7年8月 同公庫福岡支店長 平成11年1月 同公庫退職 平成11年1月 株式会社経営ソフトリサー チJPN事業部福岡支局長 平成14年6月 当社監査役就任(現任) 平成16年6月 イフジ産業株式会社監査役 就任(現任) 平成18年6月 株式会社ハナテン監査役就 任(現任)	平成26年12月開催 の定時株主総会終 結の時から、平成 30年12月開催予定 の定時株主総会終 結の時まで	-
監査役		水上 鎮眞	昭和24年7月20日	昭和47年4月 中小企業金融公庫入庫 平成9年3月 同公庫水戸支店長 平成11年3月 同公庫審査部次長 平成15年3月 同公庫庶務部長 平成18年10月 同公庫退職 平成18年11月 株式会社経営ソフトリサー チJPN福岡第三支局長 平成27年12月 当社監査役就任(現任)	平成27年12月開催 の定時株主総会終 結の時から、平成 31年12月開催予定 の定時株主総会終 結の時まで	-
計						176,627

(注) 監査役 酒井善浩氏、水上鎮眞氏は社外監査役であります。

第2【会社法の規定に基づく計算書類等】

1【貸借対照表】

会社法の規定に基づく貸借対照表の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

2【損益計算書】

会社法の規定に基づく損益計算書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

3【株主資本等変動計算書】

会社法の規定に基づく株主資本等変動計算書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

4【個別注記表】

会社法の規定に基づく個別注記表の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

5【事業報告】

会社法の規定に基づく事業報告の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

6【附属明細書】

会社法の規定に基づく附属明細書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月17日

株式会社ビッグモーター

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 渡部 靖彦
業務執行社員

代表社員 公認会計士 加藤 功士
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビッグモーターの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

私たち監査役は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社法施行規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 一 一時会計監査人及び監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年12月17日

株式会社 ビッグモーター

常勤監査役 鴨崎 喜恒

社外監査役 酒井 善浩